目標管理会議設置運営要領

改廃履歴

R e v	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	制定	2008. 07. 30
2.0	議長 社長→副社長	2008. 10. 30
3.0	役員執行体制の変更に基づく改正等	2010. 08. 31
4. 0	役員執行体制の変更に伴う改正 (構成) 第3条 構成員を部長および副部長に変更	2011. 07. 08
4. 1	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30

目標管理会議設置運営要領

規程番号 0701-0000-01-要制定日 2008年 7月30日 改正日 2021年 6月30日

(目的)

第 1条 この会議は、目標管理に基づく部門/グループ目標および個人目標の設定および達成度について、各部門間の調整を図り目標管理を円滑に進めることを目的とする。

(名称)

第 2条 この会議は、目標管理会議(以下『会議』という)と称する。

(構成)

第 3条 この会議の議長および構成員は次のとおり。

議長 社長

構成員 センター長、部長および副部長

(協議事項)

- 第 4条 協議事項は次のとおりとする。
 - (1) 目標設定・変更に関する事項
 - ①同一ステージの目標レベルが整合していること。
 - ②事業計画を網羅していること。
 - (2) 目標達成度の評価に関する事項
 - (3) その他目標管理に関し、当該会議で検討が必要と認められる事項

(開催時期)

第 5条 随時開催とする。

(会議の招集)

第 6条 会議の招集は総務部長があたる。

(事務局)

第 7条 この会議の事務局は、総務部におく。